

## 中世スペインにおけるユダヤ教徒とムスリム —シエテ・パルティダス、第7部、第24、25章をめぐって—

奥田 敦

宗教を異にする人々が、各自の宗教を守りながら共存し続けてゆくことは難しい。ヨーロッパ史におけるユダヤ教徒に対するキリスト教徒の迫害はもとより、元来は宗教的多様性を特徴とする中東世界における近時の情勢を見ても、そのことは明白であり、同時にそうした共存をいかに実現してゆくかということは、現代に課せられた最大の課題のひとつであろう。本稿では、キリスト教徒の他に、多数のムスリム、ユダヤ教徒が生活していた13世紀のイベリア半島において、カスティリア=レオン国王アルフォンソ10世賢王 (Alfonso X el Sabio 在位1252年-1284年) によって編纂されたシエテ・パルティダスを取り扱う。大レコンキスタによって、版図こそ拡大したキリスト教徒ではあったが、ムスリムやユダヤ教徒の方が、経済的にも、また文化的にも相対的に優位に立っていたこの時代に、キリスト教国の一つ、カスティリア=レオン国王アルフォンソ10世賢王は、シエテ・パルティダスにおいて、彼ら及び彼らとの関係をいかに規定していたのであろうか。

## I. 規定内容の概観

シエテ・パルティダス<sup>1)</sup>の第7部は、全34章からなり、そこには、犯罪と刑罰、不法行為、及び法の解釈・法格言・法の一般原則に関する諸規定が含まれている。しかしながら、法の解釈、法格言、法の一般原則についての規定は、シエテ・パルティダスの全体を締めくくる意味で第33、34章に配されているのであって、第7部の中心は、「人がなすところの非難 (acufaciones) と悪しき行為 (maleficios) そしてそれに対する制裁 (pena)」(7,1,0)なのである。本稿で取り扱う「ユダヤ教徒について (de los judios)」、  
「モーロ人について (de los Moros)」は、占者 (agoreros, forteros)、まじない師 (fechizenos)、道化師 (truhanes) についての章と異端者 (hereges) についての章とに挟まれた第24章及び、第25章に位置する。このように「ユダヤ教徒について」、あるいは「モーロ人について」と題されているこれらの章ではあるが、そこには、彼らを名宛人とする規定のみならず、彼らあるいは彼らの宗教に関わり、また関わったキリスト教徒に対する規定も含まれている。

ユダヤ教徒とムスリム、これらは、キリスト教徒にとって、どちらも異教徒であることには変わりはないが、この二つの宗教徒に対する法制度には歴史的な伝統に違いがある。すなわち、ユダヤ教徒に対しては、ローマの皇帝あるいは法学者が、幅広い立法を行っており、313年コンスタンティヌス帝によるキリスト教公認後のテオドシウス法典及びユスティニアヌス法典は、その意味においても記念碑的業績なのである<sup>2)</sup>。一方ローマ帝国の西側では、こうしたユダヤ教徒に関する諸規定の多くが、西ローマ帝国滅亡ののちも、例えば西ゴートのアラリック抄典に受け継がれたのである<sup>3)</sup>。さらに、シエテ・パルティダスにおけるユダヤ教徒に関する規定は、そうしたローマ法の諸規定及びカノン法の諸規定からの取捨選択の産物であるといわれる<sup>4)</sup>。これに対しムスリムは、テオドシウス法典の時代、さらにはユ

スティニアヌスの時代にさえ、まだ誕生しておらず、イベリア半島についていえば、キリスト教徒とムスリムとの接触には紀元後8世紀を待たなければならぬのである。

法形式は繰り返し現われてくるというマイヤー＝マレの見解に従えば、シエテ・パルティダスにおけるムスリムに対する規定が、同じ異教徒としてのユダヤ教徒に対するものに依拠したものとなる可能性は高い。しかしそこに、ユダヤ教徒に対するものとは別の原理なり視点なりが導入されているのであれば、それは、すでにこの二つの宗教及びその教徒が同じ異教あるいは異教徒という枠の中では律しきれない存在であったことの証左である。さらに、その異同は、当時のキリスト教及びその教徒、ユダヤ教及びユダヤ教徒、そしてイスラーム及びムスリムという三者の相違及び相互関係を反映したものであると考えられる。そこでまずこの二つの章の内容の概略を示した序文を通して、それぞれの内容を概観することから始めたい。

二つの章の序文とも「ユダヤ教徒とは」、「モーロ人とは」という書き出しで、その定義から始めている。このことは、この二つの章が同じ形式を踏襲している可能性を示唆するものであり、序文を見る限りその内容についても両者はかなり共通した部分を有しているといつてよい。第24章、すなわち「ユダヤ教徒について」の序文の示すところによれば、第24章の内容は次の事柄である。

- ① ユダヤという言葉の意味
- ② その名称の起源
- ③ キリスト教徒の間で生きることが許されている理由
- ④ キリスト教徒の間での生活方法と禁止事項
- ⑤ 犯罪や不法行為に対する制裁
- ⑥ キリスト教に改宗したユダヤ人が、改宗しないユダヤ教徒に対して持つ利点
- ⑦ 改宗妨害者への制裁

⑧ ユダヤ教へ改宗したキリスト教徒に対する制裁

⑨ ムスリムの奴隷をユダヤ教に改宗させたユダヤ教徒に対する制裁

同様に、第25章「モーロ人について」の序文に記されたその章の内容を整理すると次のようになる。

- a) 名称の起源
- b) モーロ人の種類
- c) キリスト教徒の中での生活方法
- d) 禁止行為
- e) モーロ人に対するキリスト教布教活動の奨励
- f) 改宗妨害者への制裁
- g) モーロへ改宗したキリスト教徒に対する制裁

「モーロ人について」のほうの上記(e)「モーロ人に対するキリスト教布教活動の奨励」が、キリスト教徒に対する規定であるのに対し、それに該当すると思われる「ユダヤ教徒について」のほうの上記⑥は、キリスト教に改宗したユダヤ人に対する規定であるという点で異なるが、そのことを除けば、少なくとも序文の段階では「モーロ人について」の規定内容は、「ユダヤ教徒について」の規定内容に含まれており、ユダヤ教徒関係の規定事項の中から、モーロ人関係において必要な規定事項を抽出していったかの観を呈している。

しかし、このことから、シエテ・パルティダス第25章「モーロ人について」は、第24章の「ユダヤ教徒について」の章における「ユダヤ教」なり「ユダヤ教徒」という文言を、「モーロ」あるいは「モーロ人」に変えたものにすぎず、両者を主導している考え方自体は変わらないとの推測は、あまりに早計に過ぎる。各条文の内容の検討を待たずとも、先に掲げた各項目に対する規定の量、具体的には条文の数を考慮に入れれば、そうした推測が誤りである恐れは高まるのである。先に掲げた項目は条文の数に対応しているものではなく、相当なばらつきが見られる。

de Judios		de Moros
① 7, 24, 1		b) 7, 25, 1
② 7, 24, 1	(名称起源)	a) 7, 25, 1
③ 7, 24, 1		c) 7, 25, 1
④ 7, 24, 2	(禁止行為)	d) 7, 25, 1
7, 24, 8		
7, 24, 11		
⑤ 7, 24, 5		— — —
⑥ 7, 24, 6		e) 7, 25, 2
⑦ 7, 24, 6		f) 7, 25, 2
⑧ 7, 24, 7	(背教者)	g) 7, 25, 4
		7, 25, 5
		7, 25, 6
		7, 25, 7
		7, 25, 8
⑨ 7, 24, 10		— — —

(数字とアルファベットは対応している。なおその際、各項目の意味内容は限定的に捉えずに、なるべく広く関係条文をすべて掲げるようにした。)

上表からかなりはっきりとした傾向が看取される。すなわち、ユダヤ教徒に関する規定では、キリスト教社会でのユダヤ教徒の禁止行為に多くの条文が配され、背教者に対してはほんの一つの条文なのに対し、モーロ人に関する規定においては、これとは対称的にキリスト教社会での禁止行為はa) からc) までの項目と共に、第1条で規定してしまい、背教者に関わる条文が第4条から第8条までの五つに及んでいる。このように、少なくとも条文の数の面からいえば、第24章と第25章とでは重点の置きどころに著しい違いがある。すなわちユダヤ教徒に関しては、彼らがキリスト教徒の間であって、いかに生活すべきかが規定のかなりな部分を占めている

のであり、これに対しモーロ人に関しては背教関係の規定が圧倒的に多いのである。こうした差異は、単に条文の数の問題なのか、あるいは内容にまで及ぶものなのかという問いを念頭に置きつつ、第24章、第25章のそれぞれが重点を置いていると思われるキリスト教徒の間での生活方法に関する諸規定と、背教に関わる諸規定とを中心に個々の条文の内容を明らかにしてゆきたい。

## Ⅱ．生活方法に関する諸規定

社会生活において、ユダヤ教徒がいかに振舞わなければならないのかについては、第24章が最も多くの条文を費やしている事項である。これについては、まず次のように規定されている。

「……ユダヤ教徒は、自分たちの法を守り、キリスト教徒が守っている我々の主イエス＝キリストの信仰をけなさず、平穩に、悪しき意思を持つことなしに生活しなければならない。さらにまたユダヤ教徒は、自らの法を賞賛し、我々のものを侮辱して、キリスト教徒が誰ひとりとしてユダヤ教に改宗することのないように言動には十分な注意を払わなければならない。それに反したものは、それによって、死ななければならない、かつ彼の持っていたものを失わなければならない……」(S. P. 7, 24, 1)

モーロ人に対しては、このユダヤ教徒についての規定を受けた形で次の規定がみられる。

「……モーロ人たちはキリスト教徒の中であって、我々がこの前の章

で、ユダヤ教徒が自らの法を守りつつ、しかも我々の法を汚さないためになすべきことについて述べたのと同じ方法で生活しなければならない……」(S.P.7,25,1)

すなわち、ユダヤ教徒あるいはモーロ人によるキリスト教徒に対する布教活動は、シエテ・パルティダスが両宗教徒に対し共通して禁止するところだったのである。キリスト教徒の中にいるモーロ人の生活は、ユダヤ教徒と「同じ方法で」とここでは規定されているが、全く同一というわけではない。ユダヤ教徒あるいはモーロ人の宗教活動あるいは社会交流についての諸規定は、むしろ両者に対する扱いの相違を際立たせている。

宗教活動の場面でのそうした相違の例として、シナゴーク(*synoga/sinagoga*)とメスキータ(*mezquita*)の扱いがあげられよう。第24章は、シナゴークについて第4条の全体を使って規定している。それによれば、シナゴークとは「ユダヤ教徒たちが祈禱(*oracion*)を行なう場所」であり、「キリスト教徒がシナゴークに入り込み、また獣を入れて、そこで彼らの法にしたがって祈禱をしているユダヤ教徒たちの妨害をしないことを保障する」という具合にシナゴークでの祈禱を保障している。シナゴークの建物については、キリスト教徒の地に新たに建てるためには許可が必要となるが、以前からあるものについてはその存続を認め、以下のように規定する。

「……以前からあるものについては、もしそれが壊れるようなことがあった場合には、それを修繕あるいは同じ場所に立て替えることができる。その場合には、それが以前そうだったように建て替えなければならず、広げたり、高くしたり、色彩を施したりしてはいけない……」

それに反した場合には、そのシナゴークは、その地の教会に没収されてしまう。しかしながら、こうした制約を受けながらもユダヤ教徒たちはキリ

スト教徒の町の中にシナゴグを維持することができたのである。この第4条は、シナゴグ及びその財産の保持に際して、キリスト教徒に対して次のように命じている。

「……シナゴグは、神の名が賞賛される家なのであるから、キリスト教徒はそれを破碎し、そこから何かを持ち出し、また強制的に何かを奪うことは許されない……」

これに対し、モーロ人のメスキータについての規定は短く、先にあげた第1条の中で、「ユダヤ教徒と同じ方法で生活しなければならない」という文言に続けて次のように規定されている。

「……しかし、キリスト教徒の村 (villas) にあって、モーロ人はメスキータを持つことはできず……」

既存のメスキータについてもその扱いはユダヤ教徒のシナゴグとは全く異なる。

「……以前からモーロ人が所有していたメスキータは王のものとなり、王はそのメスキータをそれを欲する者に与えることができる……」

このようにモーロ人は、キリスト教徒の間にメスキータを持つことを許されていないのである。ユダヤ教徒の宗教活動は、シナゴグでの祈禱という形で明文をもって保障されていたのに対し、モーロ人は、キリスト教徒の中にあつて、その宗教活動の拠点自体を奪われることになる。したがつて、モーロ人に対して、彼らが平穩に生活している限り彼らの生命と財産は侵されないという形で、保障されているとはいえ、彼らの宗教活動をユ

ダヤ教徒に対すると同様の形でさえ保障する旨の規定を見出すことはできないのである。

この他、宗教関係の規定で、この二つの章を比較した場合に際立っているのが、第24章の第5条に、ユダヤ教徒の安息日についての規定が設けられていることである。この条文は、先に掲げたこの章の内容項目には含まれていないという意味でも特殊なものである。それによれば、ユダヤ教徒は、土曜日に法廷 (juyzio/juizio) への召喚を課されないし、また、それに応ずる必要もない。また、この日ユダヤ教徒に対してなされた判決(sentencia)は無効となる。ただし、傷害、殺人、強盗、窃盗等の犯人については、土曜日といえども捕らえられる。こうした宗教上の慣行に関わる規定は第25章すなわちモーロ人に対しては見出すことはできない。

また、この第5条には、キリスト教徒が一方の当事者になっている事件の審理は、ユダヤ人の長老 (viejo/uiejo) によらずに、キリスト教徒の裁判官 (judgador) によるべきという裁判管轄の問題と、ユダヤ教徒の生命及び財産の保障とが併せて規定されている。

社会交流についていえば、その規定の中心は、第24章の第8条にあり、そこにはユダヤ教徒に対する禁止行為、及びキリスト教徒に対する禁止行為という形で両者の交際に制限が加えられている。まずユダヤ教徒に対する禁止行為の第一は両者の雇用関係である。ユダヤ教徒は、キリスト教徒を「家屋外の地所の労働及び見張りのために、あるいは不慣れな場所を行かなければならない際の道案内としては」雇うことはできるが、「家の中の召使いとしては、男女を問わず、キリスト教徒を」雇うことはできない。ユダヤ教徒に対する禁止行為としてはこの他に、浴場 (baño/banno) でのキリスト教徒との入浴があげられている。

こうした規定は、両者の関係が親密になる機会自体を取り除こうとしたものと考えられるが、キリスト教徒に対する禁止行為の規定からも同様の意図が窺える。すなわち、キリスト教徒は「ユダヤ教徒を招待してはなら

ず」また「ユダヤ教徒からの飲食の招待に応じることも許されない」のである。さらに「ユダヤ教徒手製のワインを飲んではいけない」し、「ユダヤ教徒がつくった薬 (melezinamiêto/melezinamiento) や下剤 (purga) を受け取ること」も禁止されている。ただし薬品類については、それがキリスト教徒の手によってつくられ、その中身がはっきりしているのであれば、ユダヤ賢人 (fabidor/sabidor) の助言を得ることは許されている。この第24章第8条に相当する規定は第25章にはなく、これだけ様々な局面にわたって交際が制限されているということは、逆に、当時のキリスト教徒とユダヤ教徒との交流の深さを示すものとして読むことも可能である。

続く第24章第9条は、「キリスト教徒女性と寝たユダヤ教徒男性 (los judios q̄ yazen con los chriftianas / los judios que yazen con las christianas) に対する制裁」の規定であり、それによれば、そのような「最大級に向こう見ずで大胆不敵な (atreuencia, e ofadia muy grande / atreuencia e osadia muy grande)」行為をなしたユダヤ教徒男性は死刑となる。なぜならば、「キリスト教徒の女性は、イエス=キリストの名において受ける信仰と洗礼の故に、精神上は我々の主の妻」だからである。相手方のキリスト教徒女性に対しても制裁は加えられるが、ここでは「その女性は、我々がモーロ人の章の最後の法律に規定したところの、モーロ人と楽しんでしまったキリスト教徒の女性 (la chriftiana que yoguiere con moro) が受けなければならないものと同じ制裁を受けるのである」と規定するにとどまっている。

しかしながら、第24章第11条によれば、こうしたユダヤ教徒とキリスト教徒との性的交渉は——それが實際上、結婚の形態をとっていたか否かは別として——、かなり頻繁に起こっていたらしく、そのことが、ユダヤ教徒に対してキリスト教徒と識別するための印をつけさせることの根拠となっている。

「たくさんの過ち (yerros) と不義の出来事 (cofas de faguifadas / cosas de saguisadas) がキリスト教徒とユダヤ教徒との男女間で起こっている。これは彼らが村の中で一緒に生活し、互いに同じような服装で歩くためである。こうして生じる過ちや悪事を回避するために、我々の主の地に住む全てのユダヤ教徒は、男女を問わず、頭にある特定の印 (feñal cierta / sennal cierta) をつけることが望ましいと考えられ、そのことを課すこととする。そうすれば、人々は誰がユダヤ教徒なのかをはっきりと認識できる……」 (S. P. 7, 24, 11)

こうして、当時相当に近い社交関係を保っていたと考えられるユダヤ教徒とキリスト教徒とは、同じ所に住んでいながらも、互いの交流の場を閉ざされ、また服装による区別も図られている<sup>6)</sup>

生活方法についての規定では、ユダヤ教徒に対しても、モーロ人に対してもその生命と財産とは保障されていた。加えて、ユダヤ教徒は、彼ら自身に対する宗教活動は保障されていた。しかしながら、ユダヤ教徒とキリスト教徒との交際については、厳しい制限が加えられていたのである。これに対し、モーロ人は、キリスト教徒の中であって、彼ら内部での宗教活動の場すら奪われており、キリスト教徒との関係については、ユダヤ教徒に対するような細かい規定は見出せなかった。こうした意味で、キリスト教徒の中であっての生活方法に関する規定は、専らユダヤ教徒に向けられていたといえることができる。それに対するひとつの伏線として、次の規定があげられる。

「……教会 (Eglesia / iglesia)、皇帝 (Emperadores / emperadores)、王 (Reyes / reyes)、君主 (principes) が、ユダヤ人に対して、彼らが、自分達の中に住むことに堪えていた理由は、以下の通りである。彼らは、永遠に捕らわれた者として (como en catiuerio, para siempre / como

en cautiuerio pora siempre) 暮らすことであろう。彼らは、我々の主、イエス＝キリストを十字架にはりつけた者たちの末裔であるということの人類に対する記憶だからである……」(S.P. 7, 24, 1)

すなわち、ユダヤ教徒については、彼らがキリスト教徒の間に住み続ける根拠がこのように明らかにされているのである。これに対し、第25章、モロ人に関してはこれに相当する規定はない。ここに、ユダヤ教徒はキリスト教徒の内部にすることが前提とされている人々であり、これに対しモロ人については、事実はどうであれ、そのことは前提とされていないという相違を見ることができる。社会交流についての規定に見られた両者に対する規定の違いは、そのことのひとつの現われとして捉えることができ、シエテ・パルティダスは、ユダヤ教徒に対して、彼らがキリスト教徒の中にいることを認めながらも、その一方で彼らに対する隔離法の制度を用意していたのである。

### Ⅲ . 改宗、背教、再改宗に関する諸規定

ユダヤ教徒、モロ人各々の自分たち自身に対する宗教活動についての規定は先に触れたが、キリスト教徒による彼らに対する布教活動もまたシエテ・パルティダスはその第24章、第25章で規定するところである。その際に共通して強調されていることは、強制 (*fverça/fuerça*) や脅迫 (*premia*) によって、改宗させてはならないということである。

「いかなる方法においても強制や脅迫を、ユダヤ教徒をキリスト教徒に改宗させるために、彼らに対して働いてはならない。むしろ善行 (*buenos exemplos/buenos exiemplos*) や、聖書の文句 (*dichos de las fantas*

efcripturas/dichos de las Santas Escripturas)、喜びを誘うような行動 (falagos) によって、彼らを我々の主、イエス=キリストの信仰に変えさせなければならない。なぜなら主は脅迫によってなされた奉仕を望まれも、愛されもしないからである……」(S.P.7,24,6)

モーロ人に対しても、この姿勢は変わらない。

「良き言葉 (buenas palabras) と穏やかな布教 (conuenibles predicaciones) とによって、キリスト教徒はモーロ人の改宗に務め、我々の信仰を彼らに信じさせ、強制や脅迫によることなしに彼らを我々の信仰に導かねばならない……」(S.P.7,25,2)

その理由については第24章のものよりさらに丁寧に規定する。

「……我々の主の意思が、彼らを我々の信仰に導き強制的にそれを信じさせることであれば、主は彼らを強いていたであろうし、もし主が望むのであれば、そうするための支配を完成していたことであろう。しかし、彼は人々が恐怖するような奉仕は望んでおられず、何の脅迫もなしに進んでなされる奉仕こそを高く買われるのである。主はそのことを強いたり、力を行使したりすることを望んでいないのであり、それ故にこうした理由でそのことを強いたり、彼らに力を行使したりしてはならない……」(S.P.7,25,2)

このように、キリスト教への改宗は、ユダヤ教徒であろうが、モーロ人であろうが、改宗者自身の意思によるものであり、したがって、改宗の妨害

に対しては厳しい処罰がなされるのである。

「……ユダヤ教徒のうちの誰かが、改宗者に対して、彼がキリスト教徒に改宗しようと望んだことや、それが割礼を済ませた後であるということなどを理由に、投石、暴行、殺人を行ない、そのことが立証された場合には、その殺人あるいは投石の実行者及び教唆者をすべて火刑に処すものとする……」(S. P. 7, 24, 6)

第24章第6条はこれに続けて、改宗者に対する妨害行為が殺人に至らなかった場合の処罰についても規定している。モーロ人の章においても、改宗者への妨害は禁止されており、その処罰については、「ユダヤの法の下にいてキリスト教徒に改宗したユダヤ人を捕らえたり、殺したりしたユダヤ教徒は懲らしめられなければならないと規定した前章の条文で述べた」ところに従って行なわれるのである。キリスト教徒に対する布教活動の奨励、及び、改宗妨害者に対する処罰については、以上のように、第24章と第25章との間に際立った相違は見られない。

ただし、ユダヤ教徒については第24章第6条に、キリスト教へ改宗した後の社会関係についての規定を見出すことができる。それによれば、まず、改宗者は他のキリスト教徒からその改宗を称えられ、改宗後は、以前彼がユダヤ教徒であったことに対して、彼自身に対してのみならず、彼の祖先も含めて非難されることは許されない。改宗者の財産及び、ユダヤ教徒との共有物、さらには、両親等からの相続物については、ユダヤ教徒であったときと同様に保有することができる。また、ユダヤ教徒であるがために持つことのできなかつた役職や名誉については、改宗後は他のキリスト教徒と同様にそれを承けることが許されるのである。

このように、改宗後の法的関係の規定もあるという点で、少なくとも、シエテ・パルティダスの文言上は、モーロ人のキリスト教への改宗よりも、

ユダヤ教徒のキリスト教への改宗の方がより実際に起こりうることとして想定されていると見るのできるのである。しかしながら、キリスト教からの改宗となると、状況は逆転するのである。すなわち、キリスト教徒のユダヤ教への改宗を定めた第24章第7条は、ほんの数行の条文で次のように規定する。

「誠に不幸にもキリスト教徒がユダヤ教に改宗した場合には、彼が異端者になったと同様にそのことの故に殺される。さらに、彼の財産は、異端者の持ち物が処分されるのと同じ方法で処分されなければならない」(S. P. 7, 24, 7)

これに対し、キリスト教徒のモーロへの改宗を規定した第25章第4条は、まず、改宗の理由から始める。

「ときどき愚かしいことをする(enfadefcen)人々がいる。理性(efeo)と真の判断力(verdadero entendimiĉto)を失って、運の悪い(de mala vetura)人や、全ての幸福に絶望した(defefperados de todo bien)人々のように、我々の主、イエス=キリストの信仰を忌み嫌い、モーロ人になってしまうのである……」(S. P. 7, 25, 4)

さらに、彼らは「親類から受け継いだもの」や「自分自身の持っているもの」を使い果たし、あるいはまた「恐れをなすほどの罰に相当する悪い行為(malos fechos que fazen temiendo la pena que merecen por razō dellos)」によってモーロ人の信仰に動いて行くのである。

この第4条は続けて彼らのこうした行動は、「非常に大きな悪(maldad)であり、非常に大きな裏切り(traycion)である」と規定する。その理由として、次のようにキリスト教信仰の非世俗性を強調する。

「……自分たちにおとずれた喪失 (perdida) や悲しみ (pefar) によって、あるいは利得 (ganancia)、富 (riqueza)、幸運 (buena andaca) さらにはこの世における財産を操るための術 (fabor) などの理由によって、我々の主、イエス＝キリストの信仰を放棄してはならないからである。それを守ることによって、無事に (faluó) なり、常に不朽の人生 (vida perdurable) を持てるのである……」(S. P. 7, 25, 4)

こうしたキリスト教信仰の本質にもかかわらず、現世的な利益に傾きモーロへ改宗した者たちが有していた財産は、キリスト教徒の地から持ち出すことはできない。彼らの息子たちがキリスト教の信仰にとどまり、かつ彼らが望めば、その財産を受け継ぐことができるが、そうでなければ、その財産の一部を最も近い親戚が引き取り、彼らがそのことを拒めばそれは王室の財産となるのである。またモーロへの改宗者が、「我々の主の地で発見された場合には、その者は殺される」のである。

続く第25章第5条は、背教者の再改宗を扱っている。

「ラテン語の異教者 (apofata) とは、すなわちカスティリア語でユダヤあるいはモーロに改宗したキリスト教徒のことである。改宗の後に後悔し、キリスト教徒の法に変わったというそういう人間は、偽り者 (falfo) で、法を愚弄している者 (efcarnecedor de la ley) である。したがって後悔しているとはいえ処罰なしにはすまされない……」

この冒頭の文言から判断して、この第5条はモーロからの再改宗者のみならず、ユダヤ教からの再改宗者に対する規定であることがわかる。ここでは、再改宗者の扱いに関していにしえの賢人 (fabios antiguos) の見解が紹介される。それによれば、再改宗者は、公的な側面においては証人になれず、名誉的な役職や地位 (oficio, lugar honrrado) につけないという方

法で、永久に名誉を剥奪される。私的な側面においては、まず、遺言 (testamento) をなすことができず、また被相続人に指名されることもない。さらに再改宗者による、あるいは彼に対してなされた売買 (vêdida)、贈与 (donacião) も無効となる。こうした制裁は、「名誉に関わりのあることや、その再改宗者が他の人々と共同して使おうとしていた利得を用いることができないような不名誉な生活 (vida deshõrrada)」を強いるものであり、それは、「死より貧しい (peor que muerte) もの」と規定されている。このように、いにしへの賢人によれば、再改宗に対する罰は、「その再改宗者を殺してしまいうらいに最も厳しいものでなければならなかった」のである。

ところが、再改宗者に対するこうした措置は、あくまでもそれまでのものであり、シエテ・パルティダスは、それに変更を加えている。しかしながら、第25章第6条では、いかなる変更がなされたのかを示す前に、まず、いかなる理由で、シエテ・パルティダスにおいて、すなわち国王の立法によって先例変更が可能なのか、またそれが何故に必要なのかという、先例変更それ自体の根拠が規定されている。

「王及び君主に対して、我々の主、神は彼らが人民の上に所有権 (Senõrio) を持つこと (= 人民を支配すること) を望まれた。正義を守るのは彼らだからである。ことあるごとに、人々の間に新たな訴訟 (pleytos) や争い (contiẽdas) が生じる。これら全てをいにしへの法によって (por las leyes antiguas) 解決することは不可能である。王や、君主によって新たに意見が見出されうるのである。彼らは正当に解決する能力を有するからである……」(S. P. 7, 25, 6)

シエテ・パルティダスは、先の再改宗者の扱いの他に、キリスト教既婚女性の背教等の際の彼女の財産の扱い、及びモーロへの改宗者さらにはモーロからの再改宗者の扱いの三つの事項について、その先例に変更を加えて

いる。上記の理由によれば、これらの事柄は、「新たに（生じた）訴訟や争い」であり、その変更は、これらの全てについて「いにしへの法によって解決することは不可能」になったからである。すなわち、この三つの事項は、当時のカスティリア＝レオン王国内にあって、それまでの法では律しきれない、しかも早急な解決が迫られていた問題であったのである。

まず、それまでは「死よりも貧しい生活」を課していた再改宗者の扱いであるが、第25章第7条によれば、「上（＝第6条）で述べたことにしたがって、……再改宗者の存命中は、このような過ちについては誰も責められない」と規定し、その態度は、逆転しているといつてよい。さらに第7条によれば、再改宗者が告発されるのは彼の死後5年間であり、その期間を過ぎた場合には、彼は再改宗に関して責められることはないのである。それまでは再改宗しても、再改宗者を待っているものは非難と叱責でしかなく、彼は死んだも同然の不名誉な生活を強いられたところが、第7条によれば、少なくとも生存中は、他のキリスト教徒と同様の生活が営めることになったのである。ここに再改宗者に対する規定は、もはや改宗及び再改宗に対する威嚇的な意味ではなく、むしろ再改宗という手段によっても、キリスト教徒を獲得してゆこうという誘致的な方向づけを持つに至ったとみることができるとができる。

先例変更のもう一つの事項は、背教、他教徒との再婚・不義をなした際のキリスト教既婚女性の財産に関するものである。これについて、例えばモーロへの改宗については、第25章第4条のところで先にも触れたように、改宗者から引き離された財産の第一の継承者は、改宗者の息子たちであったが、第6条によれば、息子たちよりさきに、まずその配偶者たる夫に彼女の全財産が帰属することになる。

「……彼女の持参財産 (dotes)、結納金 (arras) 及び彼女が共同でもっていた全ての財産は、彼女がそのような過ちを犯したその時の夫、彼

にその全てが帰属する……」(S.P. 7, 25, 6)

さらに、第6条によれば、こうした財産の扱いは、キリスト教既婚男性が「モーロ、ユダヤ教、あるいは異教に改宗した場合」にもその夫について援用されるのである。また彼らの死後についてであるが、第4条に規定されていたような、息子たちが、それらの財産を継承するか否かの選択の余地はない。

「妻が犯した過ちによって、夫が取得したこのような財産については、その妻自身の息子たちがキリスト教徒の信仰に残っている場合、彼らの父親の死後、彼らが相続しなければならない。彼女以外に妻があって、そこに息子がいたとしても、彼らはこれらの財産のうちのひとつも有することはできない。夫がこのような過ちを犯した場合にも、彼の財産はそれと同様になるものとする」(S. P. 7, 25, 6)

このように、変更後は、妻の財産に対する夫の継承権あるいは、夫の財産に対する妻の継承権が第一に認められているに至ったのであるが、その背景として、妻の財産と呼ばれうるものが存在し、その限りで妻の財産権が機能していたものと考えられる。さらに、背教の際にそれがユダヤ教へであれば死刑、またモーロへであれば、キリスト教徒の地で発見された場合に死刑という処罰について変更はなされていない。

先例に変更が加えられた上記の二つの事項、すなわち、再背教者の扱い、及び背教等の際の既婚女性の財産の扱いは、第25章に収められてはいるものの、モーロからの再改宗や、モーロへの背教に限ったものではない。確かに、ユダヤ教からの再改宗というのは、ユダヤ教への改宗の時点でその改宗者は殺されてしまうのであるから、不可能なことではある。しかしな

がら、これらの規定は、ユダヤ教と、イスラームとの双方に向けられており、この二つの間に何らの差異も生じさせるものではなかった。これに対し、三番目の先例変更の事項は、モーロへの改宗者さらにはモーロからの再改宗者の扱いであり、それは明らかにモーロのみに対するものである。しかしながら、それはモーロへの全ての改宗者、あるいはそこからの全ての再改宗者についての規定ではない。第25章第8条はまず次のように始まっている。

「場合によっては、カトリックの信仰を忌み嫌い、モーロに改宗した者たちの中に、キリスト教徒に対して、その祖国の多大な利益になるような大きな奉仕 (*granado feruicio a los chrifianos, que fe tornaria agrand pro de la tierra*) を努めてなしている者がいることがありうる……」(S. P. 7, 25, 8)

このように、まず、モーロへの改宗者が問題になっているわけだが、その内でも特に、キリスト教徒に対して、多大な利益になるような大きな奉仕を努めてなした改宗者に限って先例の変更がなされるのである。それまで、モーロへの改宗者に対する制裁として、財産が没収され、また持ち出しが禁止され、さらにもし彼がキリスト教徒の地で発見された場合には、死刑となる旨が第25章第4条に定められていた。財産に関する制裁は彼が多大な奉仕に勤める以前に行われてしまうのであるからいかんともしい難いが、死刑については変更の余地がある。

「……彼らを赦免し、彼らがなした過ち故にうけることになっていた第4条で述べた死刑をやめることとする……」(S. P. 7, 25, 8)

またその理由として、第8条は「上述のような善行 (*bien*) に勤めるもの

は、褒賞 (gualardó) なしには済まされない」ということを挙げている。第8条は続けて、キリスト教の信仰を裏切ったモーロへの改宗者が、そのような多大な奉仕に至ったのは、彼らが「キリスト教徒のことを愛していたからであり」として、次のように彼らの再改宗への配慮を示している。

「……彼がもしキリスト教に改宗することを恥しき (verguença) や、親類や友人への面目のなさ (afrenta) から言い出せないでいるとしても、彼はカトリックの信仰に戻るであろう……」(S.P.7,25,8)

もちろん再改宗は強制されるものではなく、「彼がたとえモーロのままであっても、彼の生存を許すこととし、またそれが望まれる」のである。

再改宗者の扱いに関しては、上述したように、第7条で一般的な場合について変更を加えていた。その変更は、再改宗者が告発されるのは彼の死後5年間に限るという内容のものであった。ところが、第8条によれば、キリスト教徒に対して多大な奉仕をなしたモーロからの再改宗者は、告発からも免れるのである。

「……キリスト教徒に対して上述のような奉仕をなした後で、自らの過ちを後悔し、カトリックの信仰に戻った者がいた場合には、不名誉の罰と彼の財産の没収とは赦免される……」(S.P.7,25,8)

このように第8条では、変更前の先例、すなわち第5条のいにしえの賢人の見解を挙げつつ、それに変更を加えるという形をとっており、こうした具体性を持った規定の仕方は、再改宗の後の、再改宗者に対する扱いにも踏襲されている。

「……再改宗以降は何人も彼を捕らえてはならないし、いかなる方法

においても害してはならない。彼はカトリックの信仰を忌み嫌ったことなどなかったかのように、全ての名誉を持ち、キリスト教徒が有し、あるいは共同で使用する全ての物を使用するのである」(S. P. 7、25、8)

こうして、キリスト教徒に対して、多大な利益をもたらしたモーロへの改宗者は、再改宗後、キリスト教の信仰を守り続けている他のキリスト教徒と変わることなく、また改宗自体が起こらなかったかのようにキリスト教徒社会に復帰できることが肯定的に明記されているのである。このように、再改宗者をキリスト教徒に対する現世的貢献の度合によって区別するという姿勢は、背教に対して、第4条が示したキリスト教信仰の本質とはかけ離れているように思われる。すなわち、第4条によればキリスト教信仰は、「自分たちにおとずれた喪失や悲しみによって、あるいは利得、富、幸運さらにはこの世における財産を操るための術などの理由によって放棄されるべきものではなかった」のであり、そこにはキリスト教信仰が現世的な利害に左右されるものではないことが示されていた。それにもかかわらず、第8条は再改宗者に対してあのような区別をして、あたかも現世的な利益をもたらささえすれば、再改宗は疎まれず、むしろ喜んで歓迎されるかのような規定になっているのである。

さらに、こうした規定はモーロに対してのみ見られるところであって、ユダヤ教に対するものではない。確かに、ユダヤ教への改宗者は、その時点で殺されてしまうのであるから、改宗後にキリスト教徒に対してなんらの利益をもたらすことも不可能である。これに対して、モーロへの改宗者には、キリスト教徒の地から離れるという形で、生き延びる道が与えられ、更に現世的貢献の度合によっては再改宗も歓迎するのである。同じ背教であっても、ユダヤ教とモーロとの間のこの違いは著しい。この相違は、キリスト教世界にとって、ユダヤ教世界、モーロ世界がそれぞれに持っていた意味の相違を反映しているものと考えられる。キリスト教徒にとっての

モーロとは、信仰上の理念の実践の対象という意味よりも、キリスト教徒の地の外にある現世的利益の供給源としての意味のほうが大きかったのである。シエテ・パルティダスは、モーロ世界の富をキリスト教世界へと移行させる経路のひとつとして、モーロへの背教者によるキリスト教徒に対する現世的利益の供給という方途を確保する法制度を用意していたと見ることができる。

#### IV. 隔離の対象としてのユダヤ教徒と 「よそ者」としてのモーロ人

以上の考察から、シエテ・パルティダスの第24章と第25章には、その内容から見ても、相当な差違があることが明らかになった。第24章は、ユダヤ教徒に対して、彼らがキリスト教徒の中にいることを認めながらも、その一方で彼らに対する隔離化の法制度を用意していたのである。これに対して、第25章は、モーロ世界の富をキリスト教世界へと移行させる経路のひとつとして、モーロへの背教者によるキリスト教徒に対する現世的利益の供給という方途を確保する法制度を用意していたと見ることもできたのである。

また、第24章の諸規定はその表題通りに「ユダヤ教徒について」、すなわちユダヤ教徒を名宛人とする規定が多く、キリスト教徒に対する規定においても、そこにはユダヤ教への背教の規定のみならず、ユダヤ教徒との相互関係を定めたものもあった。これに対して、第25章にモーロ人自体に対する規定は乏しく、その代わりにモーロに改宗し、あるいはモーロから再改宗するキリスト教徒に対する規定が大半を占めていた。このことは、ユダヤ教徒がキリスト教徒にとって、自分たちの内部にいたことが前提とされているものであったのに対し、モーロあるいはモーロ人は、たとえキリ

スト教徒の中に生活している者がいたとしても、「よそ者」の存在であったことを示唆している。

さらに、モーロ人が彼らの信仰を理解された上でのよそ者であったのか、それとも単なるよそ者であったのかは、シエテ・パルティダスの中で彼らがいかに規定されていたかを見ればわかる。第25章の序文によれば、モーロ人とは「マホマを預言者、神の使者であると信じる種類の人々 (manera de gente, q̃ creen que mahomat fue Propheta, e mafndadero de Dios)」であり、その「マホマの法は、神に対する非難 (denuefto de Dios) のよう」であると規定されている。また第1条において、名称の由来が、ラテン語でいうところの、サラセヌスについてのみ示され、それは「アブラハムの妻サラの名に由来する」ものであるが、モーロの血統についてはそれがサラからではなく、アブラハムの召使女アガルからのものであるとしている。第1条はさらに、モーロ人の種類分けについて、モーセ五書を享受する人々とそれさえしない人々とに分けて把握し、特に後者については、彼らが「サマリアという町で初めて立ち上がった」ため「サマリタノスと呼ばれ」、彼らは「ユダヤ人といっしょに、交際することも、生活することも許されなかった」という福音書の記述に登場すると紹介している。このようにシエテ・パルティダスのモーロ人理解は、当時のイベリア半島あるいはキリスト教国領内にいたムスリムの状況を把握したものというよりむしろ、聖書に基づくものなのである。この限りにおいてシエテ・パルティダスにおけるモーロ人は、聖書からのイメージを引きずった単なるよそ者であり、そこにイスラームについて実体に即した規定は見られないのである。

キリスト教徒の内部にあって隔離の対象となっていたユダヤ教徒の世界、そして「よそ者」として現世的利益の供給源と目されていたムスリムの世界、双方に対するキリスト教徒による位置づけはこのように異なっていた。シエテ・パルティダスは、第25章の第9条に「使者 (menfagero) に対する扱い」の規定を置き、モーロの地、及びその他の地域から数多く訪れる使

者に対し、それが「キリスト教徒であれ、モーロ人であれ、ユダヤ教徒であれ」その使節の确实 (feguro) と安全 (falu) とを保障している。しかし、こうした外交についての規定にもかかわらず、その後ユダヤ人あるいはモーロ人を見舞った事態は、シエテ・パルティダスが彼らに共存のための法制度を用意していたというよりむしろ、結局は迫害あるいは追放のための法であったという側面を際立たせるのに十分である。すなわち、黒死病の原因とみなされ集団虐殺の憂き目に遭うことから、例外的に免れたというカスティリアのユダヤ人たちも<sup>7)</sup> ユダヤ人キリスト教徒「マラノ」を摘発するための神聖裁判による死刑からは逃れえず<sup>8)</sup> 1492年、グラナダのナスリ王国陥落とともに、イベリア半島を追放されたムスリムの後を追うように、ユダヤ人もイベリア半島のカトリック両王国から追放されたのである。

注

- 1) 本稿が使用するシエテ・パルティダスの各規定のテキストは、*Las Siete Partidas, glosadas por el Licenciado Gregorio Lopez, edición de 1555 en Salamanca*, Madrid, Imprenta Nacional Boletín Oficial del Estado, 1974. を底本とし、第7部第24章については、Carpenter, Dwayne E., *Alfonso X and the Jews: An Edition of and Commentary on Siete Partidas 7.24 "De los judíos"*, Berkeley, Los Angeles, London, University of California Press, 1986 に掲げられたテキスト、及び英訳を適宜参照した。なお、本文中いくつかの用語については原語を附したが、原則として、それは上記二つのテキストのうち前者すなわち1555年の版の表記に従った。ただし、第24章については、カーペンターによる表記が異なっている場合には、スラッシュ ( / ) で区切ってそれについても併記した。
- 2) Carpenter, *Alfonso X and the Jews*, p.3.
- 3) *Ibid.*
- 4) *Ibid.* p.103.
- 5) Mayer-Maly, Theo, "Die Widerkehr von Rechtsfiguren", *Juristenzeitung* Nummer 1, 1. Januar 1971, Tübingen, Verlag J. C B Mohr(Paul Siebeck). 1971, S. 1-3.

- 6) こうしたユダヤ教徒に対する服装による区別はラテラノ公会議の決議68条に由来するものである (Carpenter, *Alfonso X and the Jews*, pp.99f. ). 阿部謹也氏は、この決議のイベリア半島への波及について、ユダヤ人差別のシンボルとしての黄色いマークの強制着用 of 歴史の一部として、「イベリア半島では事情はやや異なり、ラテラノ公会議のすぐあとでカスチラのユダヤ人はマークの着用を強制するなら国外に退去し、ムーア人の領域に移住すると主張したため、財政上の配慮から実施が延期され、教皇ホノリウス3世もそれを承認している。14世紀から15世紀にかけてユダヤ人にその国の衣服の着用が禁じられているが、黄色いマークの言及はない。」(阿部謹也『中世の星の下で』筑摩書房1986年162頁)と記述している。
- 7) 芝祐子「中世カスティーリャ人のユダヤ人との共存意識について」『スペイン史研究』3.スペイン史学会1985年35頁以下。  
この作品によれば、民衆のレベルにはユダヤ人との間に強力な共存意識が存在し、民衆の意識と法の間乖離があったと指摘している。
- 8) ベンサソン、H.H.『ユダヤ民族史4 中世篇II』(村岡崇光訳)六興出版1977年44-55頁。  
ロス、C.『ユダヤ人の歴史』(長谷川真、安積鋭二訳)みすず書房1966年158-168頁。

## Jews and Muslims in Medieval Christian Spain

by Atsushi OKUDA

It appears that those who believe in different religions find it difficult to live together and enjoy their freedom of worship. The series of bloodshed over the religious struggle in the past and present may well support this statement. How to establish a basis for peaceful coexistence among different religions is, therefore, one of the most important, and perhaps the most difficult, questions we are required to answer.

With this view in mind, this paper will examine two titles in *Les Siete Partidas* (S.P.) compiled by Alfonso X, the Wise, King of Leon-Castilien (1254—1284); namely, “On the Jews” (S.P. 7, 24) which contains eleven statutes, and “On the Moros” (S.P. 7, 25) which contains ten statutes. On the Iberian Peninsula, in the days of the reign of Alfonso X, a considerable number of Jews and Muslims as well as Christians lived. How did Alfonso X, as the Head of Spanish Christian Kingdom, treat the followers of different religions?

A glance at the preambles to these two titles reveals a certain resemblance to the subject matter dealt with therein. That is to say, both contain the origin of the name of the two religions (i.e., Jews and Moros), their way of life among Christians, the prohibited matters, and *apostate* (conversion from Christianity). This does not necessarily mean, however, that the two groups were treated equally. When we closely examine the substance of the

statutes contained in each title, it becomes obvious that the provisions applicable to Jews were, at least in matters of their major concern, very different from those prescribed for Moros. That is, while Title 24 consisted mainly of provisions regarding the way of life and the prohibited matters, especially those in the social relations with Christians, well over half of Title 25 is assigned to provisions concerning the conversion from Christianity.

Among those provisions dealing with the way of life in Christian neighbourhoods, those concerning (a) the religious activities and (b) the social relations with Christians will be examined in this paper. The former, in turn, is divided into two subcategories: the activities by non-Christians toward Christians and non-Christian activities among Christians themselves. As far as the first subcategory is concerned, both Jews and Moros were seemingly treated equally in the sense that they were equally forbidden to blaspheme Christianity or proselytize any Christian. But the rules in the second subcategory stipulate different treatment of Jews and Moros. Only Jews were allowed, under certain restrictions, to enjoy the free exercise on their belief. A typical example can be seen by the fact that Jews could maintain their synagogue within the Christian township, while a mosque, should it be built in a Christian township, was forbidden by the king. In addition, there are explicit provisions in Title 24 to allow religious practices of Jews such as the sabbath, where as nothing is provided in Title 25 with regard to the Moros' religious practices, not even rules forbidding them.

Provisions regulating social relations with Christians can be seen only in Title 24, which was applied to Jews but not Moros. These regulations prescribed various restrictions in a detailed manner. To name a few, Jews were forbidden to employ Christians as domestic servants, to eat or bathe

with Christians, while Christians were prohibited from inviting Jews to eat with them, accepting invitations to partake of food prepared by Jews, drinking wine produced by Jews, and receiving medicines or cathartics prepared by Jews. These detailed restrictions could be seen as evidence of the close interactions between Christians and Jews at that time. However, S.P. 7,24,1, while allowing Jews to reside among Christians, also provided that the Jews were to serve as a perpetual reminder of their ancestries, the crucifiers of Jesus Christ. In other words, despite the fact that they could live side by side with Christians, they were in a sense captives who were forced to wear a distinctive mark on their head, thereby reinforcing the Christian identity for Christians.

Conversion from Christianity is the main theme of Title 25. In principle, all who converted from Christianity were to be put to death. The only exception were those who converted to Islam and successfully escaped into the Moros' territory, these converters were allowed to live. It is interesting to note that old, harsher rules were modified under Title 24. According to the old rules, the re-converters were not only forced to live a poorer life economically, but they were also forced to live in disgrace. Under the revised rule, they were free from being accused of their re-conversion during their lifetime, though such an accusation could be brought within a five-year-period after their death. Furthermore, re-converters whose contribution greatly benefited the Christian territory might be exempted from any accusation or penalty. The underlying policy of this rule was probably that it could promote the transition of wealth from the Moros' territory to the Christian territory. This, in turn, suggests that Moros, unlike Jews, were given no room to live within the Christian territory.

The basic policy of the titles in *Las Siete Partidas* toward the two groups of non-Christians can be summarized as follows: Jews were

## English Résumé

regarded as an integral part of the Christian society but at the same time were discriminated against in various aspects of their social activities, while Moros were merely a source of wealth for Christians and their living places were restricted to their own territory. In other words, as far as we can see, peaceful coexistence of different religious was not the main concern of the two titles of *Las Siete Partidas*. This explains the misfortunes which fell upon these doomed people in the subsequent centuries. Jews in the Castilien Kingdom were persecuted from the end of the fourteenth century and Moros were virtually banished from the Iberian Peninsula in 1492.